

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年3月17日まで縦覧に供する。

平成26年1月28日

香川県知事 浜田惠造

1 申請のあった年月日

平成26年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(変更前) 特定非営利活動法人あんしん生活応援団

(変更後) 特定非営利活動法人働く女性研究会

谷渕 陽子

丸亀市中府町1丁目19番地1

3 定款に記載された目的

(変更前)

本会は、地域における社会貢献活動を通じて、市民意識の啓蒙活動や生きがいづくりの推進、地域ネットワークづくりなどを行うことで、社会教育の推進、職業能力の開発または雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

(変更後)

本会は、女性がイキイキと働ける社会をめざして、就職・転職や生活設計に関する支援並びに情報提供などにより、生涯にわたって女性が生き生きと働ける快適な職場や社会の実現を図るとともに、地域の活性化や雇用の増大に寄与することを目的とする。